

大阪府消費者保護条例逐条解説抜粋 (規則第5条関係別表1項ト)

【資料4】

ト 拒絶の意思を表明している消費者に対し勧誘し、又は早朝若しくは深夜に訪問し、若しくは電話をかける等の迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は当該場所に電話をかける等により契約の締結を勧誘する行為

(趣旨)

「拒絶の意思を表明している」とは、事業者が訪問または電話をした際に、「セールスはお断りします」と表明する場合や、訪問者から見える場所に「訪問販売お断り」と明示したステッカーを貼ってある場合などを指す。

件名の冒頭に「未承諾広告※」とある電子メールを自動フィルタリングで届かないようにしている消費者は、電子メールによる未承諾の勧誘について拒絶の意思を表明していると考えられるので、その消費者に届く未承諾の勧誘メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に反する違法メール）は、本号に該当する。

不招請勧誘全般を禁止することは条例の範囲を超えるが、「拒絶の意思を表明している」消費者に対する勧誘は、「迷惑を覚えさせるような方法」の一つの例示として、不当な取引行為として禁止される。

「早朝若しくは深夜」とは、消費者が迷惑を覚えるような不適切な時間帯をいい、通常、午後9時から午前8時の間と考えられる。なお、勧誘の相手方が深夜労働に従事していることを認識しながら、夜勤明けの就寝時間中に訪問や電話をするのは、「早朝若しくは深夜」とはいえないが、「迷惑を覚えさせるような方法」に該当すると言える。

また、「電話をかける等」には、メールの着信通知が常時鳴るように設定されている場合の電子メールも含まれる。